

神戸市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第63号

神戸市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市漁港管理条例施行規則（昭和45年8月規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（漁港施設の滅失等の届出）</p> <p>第2条 条例<u>第3条第2項</u>の規定により届出をしようとする者は、様式第1号による<u>漁港施設滅失届又は漁港施設損傷届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（危険物等の種類）</p> <p>第3条 条例<u>第5条</u>に規定する規則で定める危険物又は衛生上有害な物件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>（漁港施設の滅失等の届出）</p> <p>第2条 条例<u>第4条第2項</u>の規定により届出をしようとする者は、様式第1号による<u>漁港施設／滅失／損傷／届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（危険物等の種類）</p> <p>第3条 条例<u>第6条</u>に規定する規則で定める危険物又は衛生上有害な物件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(陸揚げ等後の停係泊の許可申請)

第4条 条例第8条第3項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、様式第2号による陸揚げ等後の停係泊許可申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の届出)

第5条 条例第9条の規定により漁港施設の利用をしようとする者は、神戸市内の漁業協同組合に所属する船及び舟にあつては様式第3号による利用船舶一覧表を、その他の船及び舟にあつては様式第4号による漁港施設利用届を市長に提出しなければならない。

(占用の許可申請)

第6条 条例第10条第1項の規定により占用の許可を受けようとする者は、様式第5号による輸送施設又は漁港施設用地占用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

3 条例第10条第1項の規定により占用の許可を受けた者が当該占用の期間経過後も引き続き占用の許可を受けようとする場合にあつては、第1項の申請書には、前項(第3号を除く。)の規定にかかわらず、次に掲

(陸揚げ等後の停係泊の許可申請)

第4条 条例第9条第3項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、様式第2号による陸揚げ等後の停係泊許可申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の届出)

第5条 条例第10条の規定により漁港施設の利用をしようとする者は、神戸市内の漁業協同組合に所属する船及び舟にあつては様式第3号による利用船舶一覧表を、その他の船及び舟にあつては様式第4号による漁港施設利用届を市長に提出しなければならない。

(占用の許可申請)

第6条 条例第11条第1項の規定により占用の許可を受けようとする者は、様式第5号による輸送施設又は漁港施設用地占用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

3 条例第11条第1項の規定により占用の許可を受けた者が当該占用の期間経過後も引き続き占用の許可を受けようとする場合にあつては、第1項の申請書には、前項(第3号を除く。)の規定にかかわらず、次に掲

げる書類を添付しなければならない。

(1)、(2) [略]

(工作物の新築等の許可申請)

第7条 条例第10条第1項の規定により工作物の新築、改築、増築又は用途の変更の許可を受けようとする者は、様式第6号による工作物の新築等許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(使用の許可申請)

第8条 条例第11条第1項の規定により岸壁又は物揚場を使用しようとする者は、様式第7号による岸壁又は物揚場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(入出港の届出)

第9条 条例第14条第1項に規定する規則で定める漁港は、垂水漁港とする。

2 条例第14条第1項の規定により届出をしようとする者は、様式第8号による入出港届出書を市長に提出しなければならない。

(入出港の許可申請)

げる書類を添付しなければならない。

(1)、(2) [略]

(工作物の新築等の許可申請)

第7条 条例第11条第1項の規定により工作物の新築、改築、増築又は用途の変更の許可を受けようとする者は、様式第6号による工作物の新築等許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(使用の許可申請)

第8条 条例第11条の2第1項の規定により岸壁又は物揚場を使用しようとする者は、様式第7号による岸壁又は物揚場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(入出港の届出)

第9条 条例第13条第1項に規定する規則で定める漁港は、垂水漁港とする。

2 条例第13条第1項の規定により届出をしようとする者は、様式第8号による入出港届出書を市長に提出しなければならない。

(入出港の許可申請)

<p>第10条 条例第14条第2項又は第3項の規定により入港又は出港をしようとする船主又は備船者は、様式第9号による入出港許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第10条 条例第13条第2項又は第3項の規定により入港又は出港をしようとする船主又は備船者は、様式第9号による入出港許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

様式第1号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、「第4条第2項」を「第3条第2項」に改める。

様式第2号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、「第9条第3項ただし書」を「第8条第3項ただし書」に改める。

様式第4号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「第10条」を「第9条」に、

備考

1 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。」

備考 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。」に改める。

様式第5号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

様式第6号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、
「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

様式第7号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、
「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「第11条の2第1項」を「第11条第1項」に、

「備考

1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を

2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。 」

「備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 」に

改める。

様式第8号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、
「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「第13条」を「第14条」に、「お届けし」を「届け出」に、

「備考

1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を

2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。 」

「備考 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 」に

改める。

様式第9号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所
氏名」を「住所
氏名」に、
①

「第13条 第2項
第3項」を「第14条 第2項
第3項」に、

「備考

1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。を

2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。」

「備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。」に
改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市漁港管理条例
施行規則様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第9号までの様式に
よる用紙は、当分の間、なお使用することができる。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則
第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及
び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
都市計画法第53条第1項及び第65条第1項に規定する建築行為等の許可申請取扱規則（昭和44年7月規則第31号）	[略]	都市計画法第53条第1項及び第65条第1項に規定する建築行為等の許可申請取扱規則（昭和44年7月規則第31号）	[略]
		神戸市漁港管理条例施行規則（昭和45年8月規則第75号）	様式第4号
			様式第5号
			様式第6号
			様式第7号
			様式第8号
			様式第9号
[略]	[略]	[略]	[略]